

定 款

バルテス・ホールディングス株式会社

〔履歴〕

2004 年 4 月 9 日	定款認証
2004 年 4 月 19 日	会社設立
2007 年 3 月 29 日	一部変更（会社法対応）
2007 年 6 月 27 日	一部変更（株主名簿管理人設置等）
2007 年 11 月 19 日	一部変更（監査役会設置）
2008 年 6 月 30 日	一部変更（発行可能株式総数変更）
2008 年 8 月 1 日	一部変更（株券不発行）
2009 年 9 月 30 日	一部変更（監査役会廃止）
2013 年 2 月 1 日	一部変更（目的変更）
2015 年 6 月 25 日	一部変更（監査役会設置等）
2016 年 12 月 13 日	一部変更（単元株式数設置等）
2019 年 3 月 1 日	一部変更（株式譲渡制限廃止等）
2022 年 6 月 27 日	一部変更（電子提供措置設置等）
2023 年 6 月 23 日	一部変更（監査等委員会設置等）

2023 年 10 月 1 日 一部変更（持株会社移行、株式分割等）

バルテス・ホールディングス株式会社定款

第1章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、バルテス・ホールディングス株式会社と称し、英文では、VALTES HOLDINGS CO., LTD. と表示する。

(目的)

第 2 条 当社の目的は次のとおりとする。

1 次に掲げる事業を営むことを目的とする会社(外国会社を含む。)、組合(外国における組合に相当するものを含む。)その他これに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配し、管理することを目的とする。

- (1) 労働者派遣事業
- (2) 有料職業紹介事業
- (3) コンピュータ、移動体通信機器、家庭用情報処理通信機器及び関連機器の性能・品質等の試験、評価
- (4) コンピュータ・ソフトウェアの試験、評価、動作検証
- (5) コンピュータシステムを利用した情報ネットワーク及びそのセキュリティに関するコンサルティング、診断、性能評価、監視サービス
- (6) コンピュータ・ハードウェア及び関連機器の販売
- (7) コンピュータ技術者育成のための教育・研修並びにコンサルタント業務
- (8) 本項第3号乃至第6号に関する技術習得の為の研修の企画、実施、運営
- (9) 各種資格試験、技能習得のための教室及び講座の運営
- (10) 各種資格試験、技能習得のための試験の企画、実施
- (11) コンピュータによるデータ入力業務
- (12) ホームページの制作、保守、管理業務
- (13) インターネットに関するマーケティング業務並びにコンサルタント業務
- (14) 市場調査、広告及び宣伝に関する業務
- (15) 国際標準化規格並びに日本工業規格の定める品質保証システム認証取得の支援並びにコンサルタント業務
- (16) コンピュータ操作方法の教育

- (17) 著作権、特許権等の産業財産権、その他知的財産権等の売買、使用・利用許諾
- (18) 有価証券及び金銭債権の取得、保有、管理及び処分
- (19) 経営指導のための企業管理、経営受託
- (20) 企業への融資・投資事業
- (21) 前各号に付帯関連する一切の業務
- 2 前項各号に掲げる事業
- 3 次の業務に関するシェアードサービスを子会社及び関連会社に提供する事業
 - (1) 経営の企画・立案業務
 - (2) Web 上におけるブランドの構築及び保守運營業務
 - (3) 知名度向上を目的とした業務
 - (4) 経理、財務、人事、法務、税務、労務、コンプライアンス、内部統制、資産管理に関する支援業務
 - (5) 人材の職業適性能力の開発のための教育研修業務
 - (6) 前各号に付帯関連する一切の業務
- 4 前各項に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を大阪市に置く。

(機関の設置)

第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- 1 取締役会
- 2 監査等委員会
- 3 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告により行う。

- 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、8, 580 万株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第 8 条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 9 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定める。

3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第 10 条 当社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会の決議又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定める株式取扱規則による。

(基準日)

第 11 条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項にかかわらず、必要がある場合は、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

第3章 株主総会

(招集)

第 12 条 定時株主総会は、毎事業年度の終了後 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集権者及び議長)

第 13 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議によって取締役社長が招集する。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2 株主総会においては取締役社長が議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第 14 条 当社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 15 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

第 4 章 取締役及び取締役会

(員数)

第 17 条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、9 名以内とする。

2 当社の監査等委員である取締役（以下「監査等委員」という。）は、5 名以内とする。

(選任方法)

第 18 条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第 19 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 監査等委員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。

4 会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は当該決議によって短縮されない限り、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 20 条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

2 代表取締役のうち 1 名は取締役社長とし、当社の業務を執行する。

3 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 21 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、

他の取締役がこれを招集し、その議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 22 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第 23 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議等の省略)

第 24 条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(業務執行の決定の取締役への委任)

第 25 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会議事録)

第 26 条 取締役会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

(取締役会規程)

第 27 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程によるものとする。

(報酬等)

第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）については、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(取締役の責任免除)

第 29 条 当社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 4 2 3 条の行為に関する取締役（取締役であったものを含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

2 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第 30 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第 31 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第 32 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会議事録)

第 33 条 監査等委員会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、出席した監査等委員がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

(監査等委員会規程)

第 34 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程によるものとする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第35条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第36条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第37条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第38条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等)

第39条 当会社は、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。

2 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（「期末配当」といい、配当される金銭を以下「期末配当金」という。）を行うことができる。

3 当会社は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（「中間配当」といい、配当される金銭を以下「中間配当金」という。）を行うことができる。

4 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第40条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

(附 則)

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 当社は、第19期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 第19期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第39条第2項の定めるところによる。

以上